

特別非常勤講師の主な勤務条件

1 任期

令和6年9月1日 から 令和7年3月25日 まで

2 身分等について

- 地方公務員法上の会計年度任用職員です（※地方公務員法が適用されます。）。
- 欠格事由に該当する場合は、申し込むことができません。
- 任用の都度、原則1月は条件付採用となります。報酬は変わりません。
- 営利企業等に従事（兼業）する場合は、届出が必要です。
- 地方公務員法等に定める分限・懲戒処分の対象となります。
- 懲戒などの不利益処分を受けた場合は、人事委員会に対して不服申立てをすることができます。
- 勤務時間などに関し、人事委員会に対して適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

3 勤務について

(1) 勤務日数（任期を通じた合計日数）

授業のための勤務 72日（回）

※ ただし複数の学級を受け持つ場合、1回の勤務で複数の学級での授業を実施していただく場合があります。

打合せのための勤務 24日（回） 計 96日

出勤日時は土曜・日曜・祝日を除き、各学年・学級ごとに担任教員との事前打合せにおいて定めます。

(2) 1回の勤務に係る時間

授業のための勤務 90分

打合せのための勤務 60分

→ 予定日時 要相談（事前打合せ）
要相談（事後打合せ）

4 休暇等について

原則として付与されません。ただし、勤務日数が一定以上となった際、年次有給休暇等が付与される場合があります。

5 報酬について

原則として以下のとおり口座振替により支給します。ただし、実際の勤務実績によって変動する場合があります。

(1) 報酬（時給制）

時給 3,900円 支給日 15日

※ 一括支給ではなく、1か月ごとに勤務実績に対応する報酬を支給します。

【参考】 任用期間全体での総報酬見込み

授業のための勤務 421,200円（1回当たり90分の勤務に対する報酬）

打合せのための勤務 93,600円（1回当たり60分の勤務に対する報酬）

総報酬（見込） 514,800円

(2) 期末手当

原則として支給されません。

ただし、基準日に在籍し、かつ、会計年度内で6月以上の任用期間がある場合は支給対象となります。

6 通勤費について

第二種報酬として、通勤費相当分を支給します。（1日当たり上限2,539円）

7 公務災害補償について

「労働者災害補償保険法」及びその他規定によります。

8 健康診断について

原則として実施しません。勤務日やその前後の日に発熱等がある場合は、速やかに学校へ連絡してください。

9 社会保険等

社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険）は適用対象外です。

健康保険は国民健康保険又はその他兼業で勤務する団体等の定める保険への選択加入となります。

10 その他

- 任期途中での退職を希望する場合は、所定の期日までに申し出て、かつこれを認められる必要があります。
- 故意であるかを問わず、関係法規に違反した場合、懲戒処分の対象となる場合があります。
- 学校で備える文房具の利用は可能です。ただし、特段の教材購入・作製費等は支給しません。
また、自ら用意した教材については、管理職や担任教員による使用可否の事前確認を行う場合があります。